

○農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

浦幌町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理時間を「28日」と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

<申請者の方の流れ>

手順1	申請についての相談	農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。 住所：十勝郡浦幌町字桜町15番地6 電話：015-576-2179
手順2	申請書の記入	申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。 なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。
	必要書類の入手	必要書類一覧表（別添）をご参照ください。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
手順3	申請書提出前の再確認	記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
手順4	申請書の提出／受付	農業委員会事務局まで申請書類をお持ちください。 (毎月10日締切)

<農業委員会の流れ>

手順1	申請内容の審査	申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者に確認いたします。 また、現地調査を行います。
手順2	農業委員会総会	農業委員会総会で許可・不許可についての意思決定を行います。 (毎月下旬に開催)
手順3	許可書の交付	許可書の交付の連絡をいたしますので、印鑑をお持ちのうえ、農業委員会事務局までお越しください。